諸塚村みちゆき推進事業相談活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本村は、若い世代をはじめ出会いの場が少ない状況にある。当事業においても交流会等を実施しているが、民間で出会いの場を創設しようとする者に対し補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第2条 前条の補助金交付対象となる経費は、参加者に関する交流会経費とする。

(事業対象)

第3条 交付対象者は村内在住で、交流会参加者にも村内在住の対象者が含まれることとする。

(補助金額)

第4条 村内在住独身者、1人あたり3,000円を申請者に交付する。

(補助金交付手続き)

第5条 本事業により補助金の交付を受ける場合は、別紙様式により実績報告書を提出することとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

年 月 日

諸塚村長様

住所 諸塚村大字

氏名

諸塚村みちゆき推進事業相談活動実績報告書

諸塚村みちゆき推進事業相談活動補助金について関係書類を添えて事業実績を報 告します。

記

- 1. 事業名 諸塚村みちゆき推進事業相談活動補助金交付事業
- 2. 交付決定額 円
- 3. 添付書類 実績報告書

実績報告書

事業目的	村内独身者に対し、出会いの場の創設をする
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
実施場所	
対象人数	男性 名 女性 名 (うち村内在住者 名)
参加者名 *村内者のみ	
備 考	